

## 令和9年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集要領

### 1. 趣 旨

国土緑化運動の一環として、植樹及び森林・樹木の保護・保育の助長並びに国民の緑化思想の高揚を図るため、緑化に関するポスター原画を募集する。

### 2. 主 催

和歌山県

### 3. 後 援

和歌山県教育委員会、公益財団法人和歌山県緑化推進会

### 4. 募集ポスター原画

- (1) 図柄は自由とするが、国土緑化の意を表し、特に植樹及び森林・樹木の保護・保育または環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 表現は手描きに限る（貼り絵を含む）。使用する画材はクレヨン、パステル、アクリル、水彩用絵の具等とし、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等はいないこと。なお、貼り絵の場合には、確認用に原画を撮影したもの（カラー、大きめ）を添付すること。
- (3) 原画には文字を挿入しないこと。
- (4) 創作に限る。
- (5) 使用する用紙は画用紙（ケント紙を含む。）又は紙製ボードで、サイズはB3判（縦51.5cm、横36.4cm）または四つ切（縦54.5cm、横39.3cm）とし、縦画（たて長）とすること。なお、パネルは用いないこと。
- (6) 用紙の裏面には、画題、都道府県名、学校所在地（郵便番号、電話番号を付記すること）、学校名、学年、氏名を明記し、ふりがなをつけること。また、制作の意図を簡潔に記載すること。（別記様式）（下側に3cm程度の余白を設けること。）

### 5. 応募資格

県内小学校、中学校、高等学校の児童生徒

### 6. 募集期間及び送付先

→ 校内メモリ 8月25日

学校長は、児童生徒の作品中優秀なものを5点以内を選び、学校の参加児童または生徒総数を記載した書面を添えて、各振興局林務課へ令和8年9月10日（木）までに到着するよう送付すること。各振興局林務課は応募作品を令和8年9月17日（木）までに森林整備課に到着するよう提出すること。

### 7. 審査及び表彰

- (1) 提出された作品は、県審査会で審査のうえ部門ごと（小学校の部、中学校の部、高等学校の部）に特選、入選、佳作を3作品ずつ選定し、特選には県知事賞、入選及び佳作には公益財団法人和歌山県緑化推進会理事長賞を併せて贈呈する。
- (2) 入賞者には、下記のとおり副賞（図書カード）も併せて贈呈する。
  - 国土緑化運動・育樹運動ポスター原画
  - 特選：3,000円 × 3作品
  - 入選：2,000円 × 3作品
  - 佳作：1,000円 × 3作品
- (3) 審査結果は、各振興局を通じ、県教育関係機関及び関係学校に通知する。

(別記様式)

画 題		
都道府県名		
学校所在地	〒 TEL	
学校名		学 年
性 別		
ふりがな		小・中・高 年生 いずれかに○をし学年を記入
氏 名		
制作の意図		

(別紙)

国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集に係るQ&A

質問	回答
応募資格に小学校・中学校・高等学校の児童生徒とあるが、小中一貫校や中高一貫校についてはどうか。	小学校、中学校、高等学校の年齢にあたる児童生徒であれば、応募いただける。 義務教育学校（前期課程、後期課程）、中等教育学校（前期課程、後期課程）及び特別支援学校（小学部、中学部、高等部）に在籍する児童生徒も対象。
画用紙は、色付きや、ゴッホ用紙に描いてもよいか。	基本は白としており、ゴッホ画用紙も白色であれば使用していただける。
パソコンで作画したものはよいか。	デジタル作品は対象外。手描き（自力）で描いたものとしている。
張り絵の場合、新聞の切り抜き、卵や貝等の薄い小物はいいか。	新聞の切り抜きは著作物でもあるので不可。卵の殻等小物は、他の作品を傷つける等のため不可。
文字を使用しないこととあるが、英語や数字はどうか。	外国語、数字も文字のため、原画には挿入しないこと。